

平成13年11月末に成立した「租税特別措置法の一部を改正する法律」により、上場株式等に関する証券税制が大きく変更されています。今回は、新しい証券税制、特に適用期限が今年の12月迄のもの及び年内に準備すべき事項等につきましてご紹介いたします。

今回の改正は非常に複雑なうえ細かな規定も盛り込まれているため、個々の具体的なケースによって有利不利が変わることも多いので十分な検討が必要となります。

新証券税制のPOINT

1. 源泉分離課税制度の廃止

源泉分離課税制度は平成14年12月31日(今年中の売買となるには、原則12月25日年内受渡最終日までの譲渡となる必要があります)をもって廃止され、平成15年より申告分離課税に一本化されます。

《確認しておかなければならないこと》

今保有の上場株式等の取得日・取得価額チェック

平成13年9月30日以前に取得した上場株式で取得価額のわからないものについては、平成13年10月1日の終値の80%を取得価額とみなすことができます。(みなし取得費 平成22年12月31日譲渡迄適用可)

したがって、場合によっては年内に源泉分離課税制度を利用したクロス取引を行い、取得価額・含み益を確定させることにより、節税ができます。

注：クロス取引

上場株式等をいったん売却し、直ちに再取得することで、具体的には同一銘柄を同一価格で同時刻に同株数売買する取引です。効果として、取得価額の確定・引き上げ・源泉分離課税による税額の軽減がはかれます。

平成14年12月31日迄にやっておきたい事

平成13年9月30日以前に取得した上場株式の取得価額の確認とクロス取引の検討

以下の場合、年内にクロス取引を行うことによって節税ができます。(ただし、売買手数料及び源泉分離課税による税額については考慮しておりませんので、実行される際には注意が必要です)

A 取得価額が判明している場合

平成22年12月31日迄に譲渡予定のもの

「取得価額」 < 「みなし取得費」 < 「クロス取引時の価格」

平成22年12月31日迄に譲渡予定でないもの、平成13年10月1日以後に取得したもの

「取得価額」 < 「クロス取引時の価格」

B 取得価額のわからない場合

平成22年12月31日迄に譲渡予定のもの

「みなし取得費」 < 「クロス取引時の価格」

平成22年12月31日迄に譲渡予定でないものについては、クロス取引をお勧めします

取得価額のわからないものについては、取得価額を売却時の5% (概算取得費) とされてしまうため、クロス取引により取得費の引き上げないし確定を行うことで節税ができます。

なお、平成13年10月1日以後に取得した上場株式等についてもクロス取引の検討を行って下さい。

2. 申告分離課税の税率引き下げ

平成15年1月1日以後の上場株式等の譲渡にかか

る税率は以下のとおりになります。

所得税	20%	15%
住民税	6%	5%

3. 譲渡損失の繰越控除制度の創設

平成15年1月1日以後に生じた上場株式等の譲渡損失のうち、その年に控除しきれない金額について、翌年以降3年間にわたり、上場株式等の譲渡益から控除することができます。

4. 1年超保有株式にかかる特例の創設

平成15年から平成17年迄の3年間に、1年超保有の上場株式等を譲渡した場合の譲渡にかかる税率が以下のとおり軽減されます。

所得税	15%	7%
住民税	5%	3%

証券会社を通じて1年超保有の上場株式等を譲渡した場合、譲渡益から年間最高100万円の控除ができます。

(平成13年10月1日から17年12月31日迄の譲渡に限定)

5. 緊急投資優遇措置の創設

平成13年11月30日から平成14年12月31日迄の間に購入した上場株式等を、平成17年から平成19年迄の3年間に譲渡した場合、購入価額の合計が

1,000万円に達するまでの分について、譲渡益が非課税になります。

相続・贈与・相対取引による取得は含まれません
クロス取引による取得も適用できます

《この制度を利用するために》

- ・対象株式の年内購入
- ・平成13年11月29日前に取得した株式を対象株式とするためのクロス取引の実行
- ・確定申告時に「特定上場株式等非課税適用選択申告書」の提出

6. 特定口座制度の導入

証券会社に開設した特定口座での上場株式等の売買については、口座内で譲渡所得を計算の上、証券会社において所得税を源泉徴収・納付が可能となります。ただし、特定口座については、制度が複雑・不便があることから、今後細部について変更される場合がありますので注意が必要です。

なお、今回の改正は、具体的ケース、又今後の制度の修正、株式市場の動向等により処理の仕方が変わりますので、遠慮なく担当者にご相談下さい。また、お取引のある証券会社等への問い合わせ等もご検討下さい。

以上

税制改正の適用時期

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
源泉分離課税											
申告分離課税											
1年超保有株式											
損失の繰越控除											
みなし取得費											
100万円特別控除											
1,000万円非課税	購	入	保	有	売	却					